

議案第 4 4 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会条例制定について

南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会条例

(設置)

第1条 淡路人形浄瑠璃の魅力を最大限に活かし、伝統芸能の保存伝承及び観光振興等への活用を可能とする組織体制等について検討するため、南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について検討し、その意見を市長に答申する。

- (1) 淡路人形浄瑠璃の保存伝承に関する事。
- (2) 淡路人形浄瑠璃の観光振興等への活用に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工観光業に関わる者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から意見を市長に答申する日までの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表松帆銅鐸調査研究委員会の部の次に次のように加える。

淡路人形浄瑠璃保存伝承検討 委員会	委員長	日額15,000円
	委員	日額 8,000円